

## 【63用語】

勧奨（かんしょう）..すすめ励ますこと、ほめて引き立てること

時宜（じぎ）..時のちよどよいこと、ほどよい頃合い

至急（しきゅう）..極めて急ぐこと、大急ぎ

奨励（しょうれい）..ある事をするように奨めること

通牒（つうちょう）..上級官庁が所管の機関・職員に発する通達、訓令

涵養（かんよう）..自然に染みこむよう徐々に養い育てること

施行（しこう）..実地に行うこと

供覧（きょうらん）..観覧に供すること、多くの人が共に見られること

## 【63解説】

大正期の県民生活の大きな変化は、衣食等の洋風化の浸透であるとされる。まず、農村部における衣服については、和服を中心としながらも徐々に洋服・靴・鞄・帽子などが着実に普及しつつあった。次に、農民の食生活の面では、なかなか米を主食として食べることがなく、大部分は米に挽き割り麦などを入れたものが主食であった。しかし、山間部の農村においては食の洋風化はまつたく進んでおらず、伝統的な食生活を続けていた。

さて、本簿冊は米の消費節約に関連する文書類を綴つたものである。前者は国の内務省地方局から中川県知事あての内地米の消費節約に関する照会文である。一方、後者は同地方局から大芝県知事あての混食・代用食奨励に関する通達である。この照会及び通牒の背景には、米価の高騰のほかに、大正八年（一九一九）三月に原敬内閣の内務大臣が発した「民力涵養運動二関スル訓令」があつた。